

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 1 時 3 0 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
2 番	山	口	吉	広	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村	九	三	男
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 会議録署名委員

1 3 番	森	一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪 田 智 子
農業委員会事務局次長	浪 江 隆 仁
農業委員会事務局	田 中 和
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

6. 議 事

- 議案第1号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による(一時転用)
許可申請に対する意見について(4条一時転用許可)
- 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について(納税猶予(出口))
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定)
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(所有権移転)
- 報告第1号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の
通知について(賃貸借合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和8年第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、全員出席いただいておりますので、総会は成立しております。

また、さる5月25日に実施しました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

3番 藤本委員

7番 内田裕夫職務代理者

11番 面野委員

17番 内田孝司委員

事務局3名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 1件

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について
(4条一時転用許可) 5件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 3件

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定) 5件

(会長)

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(所有権移転) 1 件

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解
約の通知について (賃貸借合意解約) 2 件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。1 番の村田和弘委員、それから 2 番の山口委員、両名の方どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号から進めてまいります。議案第 1 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案書 1 ページをご覧くださいと思います。また、皆さまのお手元にお配りしております、資料 A と書かれた資料も併せてご覧ください。資料 A にございます国の通知に基づきまして、農業委員会は毎年農地の最適化の推進の状況を点検評価を行った上で公表するという決まりになっておるところでございます。内容につきましては、2 ページ目をご覧くださいと思います。こちらのほうは令和 7 年度の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表、別紙様式 5 と書かれているものでございます。2 ページ目に関しましては、各統計等の数字を記載したものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の 3 ページをご覧くださいと思います。議案書の 3 ページが最適化活動の実施状況でございます。この実施している状況に基づきまして、点検の評価をしていくわけですが、資料がいろいろ飛んで申し訳ございませんが、資料 A の 2 ページ目をご覧ください。資料 A の 2 ページ目には、目標の達成状況の評語の適用方法ということが書かれております。農業委員会の活動状況に応じて、下の表 1、表 2 とありますが、表 2 のほうの各目標の項目ごとに達成状況を見て、それぞれの点数をつけて、合計点数を

(事務局)

割り出させていただきます。その合計点数によりまして、上の表1のほう、例えば5点未満であれば、目標に対して期待をやや下回る結果となったというような評価に農業委員会全体としてなっていく、そういうようなイメージでございます。また、議案書の3ページと、今、見ていただきました資料Aの2ページ目を併せて見ていただくとわかりやすいかと思います。まず議案書の3ページの1番上からでございますが、農地の集積の状況でございます。①現状及び課題、②目標とありまして、②目標のところの1番右下、今年度末の集積率の目標が46.7パーセントとなっております。実際にはどうなったかと言いますと、③実績のほうで、今年度末の集積率、また右下のところでございますが、44.4パーセントと下がってしまったということになっております。左下に目標に対する達成状況95.2パーセントということですので、先ほどの資料Aの表2には、(1)成果目標、①農地の集積というのがありまして、達成状況が達成率90パーセント以上110パーセント未満ということになりますので、こちらにつきましては3点と、このような見方になっているところでございます。

下にいきますと、今度は遊休農地の発生防止の件でございます。議案書3ページ一番下のところに②目標でございますが、0.3ヘクタールというのが目標でございました。議案書4ページにいきますと、③実績のところには、今年度は1.2ヘクタールの遊休農地が解消できたということでございますので、達成状況につきましては400パーセントということで、表2でいうところの5点でございました。

同じような感じですがけれども、新規参入の促進につきましては、説明は省略させていただきますが、議案書5ページの③実績では、達成率100パーセントのため3点という扱いでございます。

次に(2)活動の強化月間のほうの設定回数でございますが、3か月以上実施したというような扱いになっておりますので、こちらにつきましては1点ということでございます。

(事務局)

議案書 6 ページの (3) の新規参入相談会への参加でございますが、こちらが 0 点ということで、これまでの合計点数を合わせまして、12 点ということになりました。下から 2 つ目のあたりに、目標の達成状況の評語というものがございしますが、12 点でございましたら、先ほどの資料 A の表 1 のところを見ていただいたらお分かりのことと思いますが、10 点以上 15 点未満は目標に対して期待を上回る結果が得られたとなっておりますので、農業委員会全体としては目標に対して期待を上回る結果が得られた、というような評価になっておるところでございます。

また後ほど、委員さんの点検評価の結果につきましては、全員協議会でご説明させていただこうと思いますので、議案第 1 号につきましては、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第 1 号の説明が事務局からございましたけども、この議案第 1 号につきまして、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

いかがでしょう、よろしいですか。少し訂正もあったところもありますけれども、よろしゅうございますか。それでは、特にご意見もご質問もないようですので、採決に入りたいと思います。

この案件につきましては、農業委員さんだけでなく、農業委員さん、それから推進委員さんすべての委員さんに挙手をお願いするものでございます。議案第 1 号のとおり実施状況を公表することに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、議案第 1 号のとおり実施状況を公表することとします。

それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

- (会長) まず、議案第２号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第２号受付番号１７の案件につきまして、報告させていただきます。
本件該当地については、特に問題ないと思われます。
- (会長) 続きまして、議案第２号受付番号１７の案件について、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第２号受付番号１７について、議案書８ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。
また、農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書については、議案書９ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の１ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。
- (会長) 議案第２号受付番号１７について、ご意見ご質問はございませんか。

生前贈与の案件ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第２号受付番号１７を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第３号に入ります。議案第３号農地法第４条第１項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について、４条一時転用許可を議題といたします。

- (会長) それではまず、議案第３号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第３号受付番号１から受付番号５の案件につきまして、報告させていただきます。
- 受付番号５の●●●●●●●●●●●●●●●●については、一部に土が盛られていました。
- その他の該当地については、特に問題ないと思われます。
- (会長) それでは、議案第３号受付番号１から受付番号５は関連する内容でもありますので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第３号受付番号１について、議案書１０ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、土地区画整理事業の地質調査のため、一時的に農地転用をされる内容となっており、調査完了後は農地に復元されます。
- また農地法第４条第１項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書１１ページから１３ページをご覧ください。１３ページ下部には、許可の基準となっております運用通知の抜粋をお付けしています。
- 続いて、議案第３号受付番号２について、議案書１４ページをご覧ください。
- また意見書案については、議案書１５ページから１７ページをご覧ください。
- 続いて、議案第３号受付番号３について、議案書１８ページをご覧ください。
- 意見書案については、議案書１９ページから２１ページをご覧ください。
- 続いて、議案第３号受付番号４について、議案書２２ページをご覧ください。また意見書案については、議案書２３ページから２５ページをご覧ください。

(事務局)

最後に、議案第3号受付番号5について、議案書26ページをご覧ください。こちらの案件につきましては、本日机の上に配付いたしました資料Bをご覧ください。こちらは6月1日に事務局が対象農地を撮影したものでございます。現地調査時には一部に土が盛られておりましたが、ご覧のとおり撤去がされております。

また意見書案については、議案書27ページから29ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページと4ページをご覧くださいと思います。4ページは土地利用計画図となっており、農地の一部に右の図のようなやぐらを建て、地質調査を行うと聞いております。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号1から受付番号5の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

区画整備事業の関係の一時転用ですが、よろしゅうございますか。事業の推進ということで、よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1から受付番号5を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をします。

続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予（出口）の案件を議題とします。

まず、議案第4号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号2から受付番号4の案件につきまして、報告させていただきます。

受付番号3の●●●●●●●●●●については、一部に草が生えていました。

(●●●●委員)

その他の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号2の案件について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号2について、議案書30ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号2について、ご意見ご質問はございませんか。

納税猶予を終わられた出口の案件ですが、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号2について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第4号受付番号3の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号3について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、本日机の上に配付いたしました資料Cをご覧ください。こちらの写真は6月1日に事務局が対象農地を撮影したものでございます。現地調査時には一部に草が生えておりましたが、ご覧のとおりきれいに草刈りがなされておりました。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 6 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 3 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号受付番号 3 について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第 4 号受付番号 4 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 4 号受付番号 4 について、議案書 3 2 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第 4 号受付番号 4、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号受付番号 4 について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

(会長)

続きまして、議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、貸借権設定を議題とします。

まず、議案第5号受付番号62から受付番号64について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをします。

(●●●●委員)

議案第5号受付番号62から受付番号64の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第5号受付番号62は、報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号7と関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号62について説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号7を先に報告いたします。

報告第1号受付番号7について、議案書43ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年4月28日付けで会長専決をし、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第5号受付番号62について、議案書33ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書34ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じ8ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第 5 号受付番号 6 2 と報告の案件ですね、報告第 1 号受付番号 7 について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第 5 号受付番号 6 2 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第 5 号受付番号 6 3 と受付番号 6 4、この 2 件につきましては借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。また、報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号 8 も一部関連する内容ですので、これもまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 5 号受付番号 6 3 と受付番号 6 4 について説明する前に、関連する内容として、報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知についてを先に報告いたします。

報告第 1 号受付番号 8 について、議案書 4 4 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 9 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和 8 年 5 月 2 5 日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第 5 号受付番号 6 3 について、議案書 3 5 ページをご覧ください。こちらが、先ほど報告いたしました合意解約された農地を新たに●●●●さんが貸借される案件でございます。

(事務局)

次に、議案第5号受付番号64について、議案書36ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書37ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページと10ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号63と受付番号64及び報告案件、報告第1号受付番号8について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号63と受付番号64について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第5号受付番号65と受付番号66につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退席のほうをよろしく願いをいたします。

(●●●●委員 午後1時59分 退席)

(会長)

それでは、議案第5号受付番号65と受付番号66は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号65と受付番号66の案件につきまして、報告させていただきます。

- (●●委員) 本件該当地については、特に問題ないものと思われます。
- (会長) 続きまして、議案第 5 号受付番号 6 5 と受付番号 6 6、この 2 件につきまして、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第 5 号受付番号 6 5 について、議案書 3 8 ページをご覧ください。
- 次に、議案第 5 号受付番号 6 6 について、議案書 3 9 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
- また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条調書については、議案書 4 0 ページをご覧ください。
- 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 1 1 ページと 1 2 ページをご覧ください。
- 会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第 5 号受付番号 6 5 と受付番号 6 6、この 2 件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。
- よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。
- 議案第 5 号受付番号 6 5 と受付番号 6 6 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
- 全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。
- (●●●●委員 午後 2 時 0 1 分 入室)
- (会長) それでは続きまして、議案第 6 号に入ります。議案第 6 号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、所有権移転の案件を議題とします。
- まず、議案第 6 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第6号受付番号2の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第6号受付番号2について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第6号受付番号2について、議案書41ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書42ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第6号受付番号2について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第6号受付番号2について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日より予定をしておりました審議につきましては、これですべて終わりたいと思います。なお、報告第1号はすでに報告済みとなっておりますので、本日より予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時03分 終了 —————